

第4節 シングルウィンドウ輸入申告関係手続

システムを使用してこの章第1節（輸入申告手続）に定める「輸入申告」（B P承認申請を含む。）、「輸入（引取）申告」、「輸入（引取・特例）申告」、「特例委託輸入（引取）申告」、「特例委託輸入（引取・特例）申告」、「蔵入承認申請」、「移入承認申請」、「総保入承認申請」又は「展示等申告」（以下この節において「輸入申告等」という。）及び輸入申告等に係る食品等輸入届出、輸入植物検査申請又は畜産物輸入検査申請（以下この節において「他法令申請等」という。）を一括して行う（以下この節において「シングルウィンドウ輸入申告等」という。）場合は、この節の定めるところによる。

1 シングルウィンドウ輸入申告等事項の登録

(1) シングルウィンドウ輸入申告等事項の登録

シングルウィンドウ輸入申告等を行う者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）を実施する前に、次によりシングルウィンドウ輸入申告等事項をシステムに登録する。

なお、登録済申告可能者であれば、後記2（シングルウィンドウ輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記3（シングルウィンドウ輸入申告等）によるシングルウィンドウ輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。

登録したシングルウィンドウ輸入申告等事項については、後記2（シングルウィンドウ輸入申告等事項の訂正）により、「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）を実施するまでの間、任意に訂正することができる。

また、「IDA」タブの次の項目は、入力されていなくても登録が可能であり、申告等番号の払出しが行われる。

（「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合又は郵便物である旨の入力がある場合を除く）

- ・貨物個数
- ・個数単位コード
- ・貨物重量（グロス）
- ・重量単位コード（グロス）
- ・記号番号
- ・積載船舶コード
- ・積載船（機）名
- ・船（取）卸港コード
- ・積出地コード
- ・積出地名

ただし、未入力では事項登録が完了しておらず、「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）を行うことはできない。

これらの項目が未入力の場合、貨物情報登録完了後に、再度「シングルウィンドウ輸入申告事項登録」業務（業務コード：SWA）又は「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）を行うことで、貨物情報から自動補完される。

イ 呼出しによらない方法

「シングルウィンドウ輸入申告事項登録」業務（業務コード：SWA）を利用して、次の共

通項目及び「IDA」タブ、「IFA」タブ、「IPA」タブ及び「ILA」タブ（以下この節において「個別タブ」という。）の欄に必要事項を入力し送信することにより、輸入申告等事項及び他法令申請等事項を登録する。

なお、「IDA」タブについては、この章第1節1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて入力し、他法令申請等に係る項目（「IFA」タブ、「IPA」タブ及び「ILA」タブの項目）については、各他法令申請等先の官庁の指示に従って入力する。

<シングルウィンドウ共通項目>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
1	申請・届出先（食品） （「食品」欄）	(1) システムを使用して食品衛生法に係る手続を行う場合は「Y」を入力する。 (2) システムを使用して食品衛生法に係る手続を行う旨を取り消す場合は「N」を入力する。
2	申請・届出先（植防） （「植防」欄）	(1) システムを使用して植物防疫法に係る手続を行う場合は「Y」を入力する。 (2) システムを使用して植物防疫法に係る手続を行う旨を取り消す場合は「N」を入力する。
3	申請・届出先（動検） （「動検」欄）	(1) システムを使用して家畜伝染病予防法に係る手続を行う場合は「Y」を入力する。 (2) システムを使用して家畜伝染病予防法に係る手続を行う旨を取り消す場合は「N」を入力する。
4	共通管理番号 （「共通管理番号」欄）	システムを使用して他法令申請等に係る手続を行う場合で、共通管理番号を取得済みの場合は、当該共通管理番号を入力する。
5	B/L（AWB）番号 （「B/L（AWB）*」欄）	申告貨物のB/L番号（郵便物は郵便物番号）を必須入力する。 一括申告等する場合は、仕分け親のB/L番号を必須入力する。 なお、複数のB/Lについては、処理対象外。
6	保管場所 （「保管場所」欄）	(1) 通関予定の蔵置場を保税地域コード（「業務コード集」参照）で入力する。 (2) 一括申告する場合は、代表となるB/L番号に係る蔵置場の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力する。 (注) ① 代表する蔵置場を入力した場合は、IDAタブの「輸入承認証等」欄左に「OTST」、「輸入承認証等」欄右に代表する蔵置場以外の保税地域コード及び貨物個数等を入力する。 ② システムに登録されていない蔵置場を入力した場合は、IDAタブの「記事（税関）」欄に蔵置場の名称及び貨物個数等を入力する。 ③ 同一の保税地域コードで、複数の都道府県にまたがって所在する保税蔵置場の場合において、システムに登録済みの都道府県と異なる都道府県に所在する保税蔵置場で通関する場合

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		については、シングルウィンドウ輸入申告は不可。 ④ 通関予定蔵置場にC Yの保税地域コードを入力する場合は、コンテナ扱いとなる。 (3) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力进行を要しない。
7	積載船(機)名 (「積載船(機)名」欄)	(1) 船舶基本情報が登録されていない場合は、積載船名を入力する。 (2) システムに登録済みの積載船名を変更する場合は、当該積載船名を入力する。 (3) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動的に出力される。 (4) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力进行を要しない。 (5) 郵便物の場合は入力进行を要しない。
8	入港年月日 (「入港年月日」欄)	(1) 積載船舶が船卸港に入港した年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (3) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力进行を要しない。 (4) 郵便物の場合は入力进行を要しない。
9	取卸港 (「船(取)卸港」欄)	(1) 船卸港を国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード(3桁)で入力する。 (2) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (3) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力进行を要しない。
10	輸入者 (「輸入者」欄左)	(1) 輸出入者コードを有する輸入者の場合は、輸出入者コードを入力する。なお、枝番(4桁)を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。 (2) 輸出入者コードを有しない輸入者の場合は、入力进行を要しない。
11	輸入者名 (「輸入者」欄右)	(1) 次のいずれかに該当する場合は、輸入者名を入力する。 ① 「輸入者」欄左を入力しなかった場合。 ② 「輸入者」欄左に関連付けのない法人番号を入力した場合。 (2) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。
以下 12 から 15 までの項目の具体的な入力方法は、この章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法)を参照すること。		

項番	項目名 (入力画面)	内 容
12	住所 1 (都道府県) (「輸入者住所」欄上段左)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(都道府県)を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(都道府県)を入力する。 (3) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (4) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。 (5) 外国法人の場合は、国名を入力する。
13	住所 2 (市区町村(行政区名)) (「輸入者住所」欄上段右)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(市区町村(行政区名))を入力する。 (3) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (4) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。 (5) 外国法人の場合は、州名又は都市名を入力する。
14	住所 3 (町域名・番地) (「輸入者住所」欄中段)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(町域名及び番地)(外国法人の場合は、通りの名称)を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(町域名及び番地)を入力する。 (3) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (4) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。 (5) 外国法人の場合は、通りの名称を入力する。 (6) 輸入者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、「輸入者住所」欄下段に続けて入力する。
15	住所 4 (ビル名ほか) (「輸入者住所」欄下段)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所(ビル名等)を入力する。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なる場合は、当該輸入者住所(ビル名等)を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		(3) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (4) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。 (5) 「輸入者住所」欄中段のみでは輸入者の住所（町域名・番地）を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。
16	輸入者電話番号 (「輸入者電話」欄)	(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の電話番号と異なる場合は、当該輸入者の電話番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (3) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (4) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。 (5) 外国法人の場合であって桁数が 11 桁を超える場合は、11 桁目まで入力する。
17	輸出者氏名 (「輸出者氏名」欄)	(1) 仕出人名を入力する。 (2) I D A タブの「包括評価番号」欄に包括評価申告受理番号を入力した場合は、次のいずれかに該当するときに除き、入力を要しない。 イ I D A タブの「評価」欄に「5」（申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの）又は「Z」（包括評価申告を適用するものであって、システムに未登録のもの、登録済みであって評価結論等が未修正のもの又は B P 承認後 I B P に係る輸入申告変更事項登録前に包括評価申告内容を変更したもの）を入力したとき。 ロ 輸出者が複数、かつ、輸出国が複数の包括評価申告の場合 ハ 輸入貨物の評価（個別・包括）申告書に記載された輸出者と仕出人が異なる場合 (3) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。 (注) 仕出人とは、輸入する貨物に係るインボイスに荷送人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者をいう。
18	住所 1 (Street and number/P. O. BOX) (「輸出者住所」欄上段左)	(1) 仕出人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。 (2) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
19	住所 2 (Street and number/P. O. BOX) (「輸出者住所」欄上段右)	(1) 仕出人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。 (2) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。
20	住所 3 (City name) (「輸出者住所」欄下段右)	(1) 仕出人の住所 (City name) を入力する。 (2) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。
21	住所 4 (Country sub-entity, name) (「輸出者住所」欄下段左)	(1) 仕出人の住所 (Country sub-entity, name) を入力する。 (2) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。
22	貨物の記号 (商標) 1 (「貨物の記号 (商標)」欄上段左)	(1) 貨物の記号及び番号を入力する。 (2) 貨物情報がシステムに登録されている場合は、入力することなく送信することにより、貨物情報から自動的に出力される。 (3) 各個別タブに当該事項を入力する場合は入力を要しない。
23	貨物の記号 (商標) 2 (「貨物の記号 (商標)」欄上段右)	「貨物の記号 (商標)」欄上段左に準じて入力する。
24	貨物の記号 (商標) 3 (「貨物の記号 (商標)」欄下段左)	「貨物の記号 (商標)」欄上段左に準じて入力する。
25	貨物の記号 (商標) 4 (「貨物の記号 (商標)」欄下段右)	「貨物の記号 (商標)」欄上段左に準じて入力する。

ロ 呼出しによる方法

「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し」業務（業務コード：SWB）を利用して、この章第1節1(1)ロ(イ)（共通管理番号を入力する方法）、(ロ)（B/L番号等を入力する方法）又は(ハ)（電子インボイス受付番号を入力する方法）に準じて、必要事項を入力し送信することにより、呼出し結果が次の出力情報として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、他の事項を前記イ（呼出しによらない方法）に準じて入力し、送信する。

- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録情報」（出力情報コード：SAD71111）
- ・「シングルウィンドウ輸入（引取）申告事項登録情報」（出力情報コード：SAD71211）
- ・「シングルウィンドウ輸入（引取・特例）申告事項登録情報」（出力情報コード：SAD71311）

(2) 出力情報

前記(1)(シングルウィンドウ輸入申告等事項の登録)により、シングルウィンドウ輸入申告等事項が登録された場合は、「IDA」タブの各事項について、通関業者等に「輸入申告等入力控情報」

（出力情報コードについては、この章第1節別紙3（入力控情報）参照。）が配信される。なお、「IFA」タブ、「IPA」タブ及び「ILA」タブの入力事項については、システムの他省庁関連業務に関する業務仕様書を参照すること。

2 シングルウィンドウ輸入申告等事項の訂正

(1) シングルウィンドウ輸入申告等事項の訂正

前記1（シングルウィンドウ輸入申告等事項の登録）によりシングルウィンドウ輸入申告等事項を登録した通関業者等が、システムに登録したシングルウィンドウ輸入申告等事項及び他法令申請等事項（個別業務により登録した場合を含む。）の内容を「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）によるシングルウィンドウ輸入申告等前に訂正する場合は、次による。

なお、登録済申告可能者においてもシングルウィンドウ輸入申告等事項を訂正することができる。

イ 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録」業務（業務コード：SWA）を利用する方法

「シングルウィンドウ輸入申告事項登録」業務（業務コード：SWA）を利用して、当初のシングルウィンドウ輸入申告等事項登録の際に登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し、送信する。

ロ 各申告又は申請ごとに個別に訂正する方法

税関への輸入申告等に係る事項登録内容の訂正については、この章第1節2（輸入申告等事項の訂正）に準じて行い、他法令申請等手続きに係る事項の訂正については、申請先の官庁の指示に従い入力する。

(2) 出力情報

前記(1)（シングルウィンドウ輸入申告等事項の訂正）により、シングルウィンドウ輸入申告等事項が訂正された場合は、通関業者等に「輸入申告等入力控情報」（出力情報コードについては、この章第1節別紙3（入力控情報）参照）が配信される。

3 シングルウィンドウ輸入申告等

(1) シングルウィンドウ輸入申告等

前記1（シングルウィンドウ輸入申告等事項の登録）によりシングルウィンドウ輸入申告等事項を登録した通関業者等は、当該登録（前記2（シングルウィンドウ輸入申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は各申告若しくは申請控情報の内容を確認の上、次によりシングルウィンドウ輸入申告等をシステムに登録する。ただし、共通管理番号で管理されている全ての申告等を併せて行う必要はなく、手続可能な輸入申告等又は他法令申請等を処理することが可能である（ただし、輸入申告等については必須である。）。

また、登録済申告可能者においてもシングルウィンドウ輸入申告等をシステムに登録することができる。

ただし、特例委託輸入（引取）申告（申告等種別コード：「N」）及び特例委託輸入（引取・特例）申告（申告等種別コード：「P」）については申告者が認定通関業者である必要がある。

なお、未届出又は未申請分については個別の届出又は申請業務を行うこととなる。

シングルウィンドウ輸入申告等の登録に際しては、当該申告に係る貨物情報がシステムに登録

されている必要があることから留意する。

シングルウィンドウ輸入申告の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）－共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

輸入（引取）申告（申告等種別コード：「H」）、輸入（引取・特例）申告（申告等種別コード：「J」）、特例委託輸入（引取）申告（申告等種別コード：「N」）又は特例委託輸入（引取・特例）申告（申告等種別コード：「P」）においては、「蔵置場所＊」欄に貨物到着前輸入申告扱い用の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力している場合は、貨物到着前輸入申告扱いとなる。

イ 呼出しによらない方法

「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、「シングルウィンドウ輸入申告事項登録」業務（業務コード：SWA）によらず、輸入申告等又は他法令申請等ごとに個別業務により行った事項登録についても、「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）を利用して、輸入申告等又は他法令申請等を併せて行うことができる。

項目名 (入力画面)	内 容								
申告等番号 (「申告等番号＊」欄)	事項登録時に払い出された申告等番号を必須入力する。								
申告条件コード (「申告条件」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table><tr><td>区 分</td><td>コード</td></tr><tr><td>搬入時申告</td><td>I</td></tr><tr><td>開庁時申告</td><td>K</td></tr><tr><td>通常申告</td><td>(入力しない。)</td></tr></table>	区 分	コード	搬入時申告	I	開庁時申告	K	通常申告	(入力しない。)
区 分	コード								
搬入時申告	I								
開庁時申告	K								
通常申告	(入力しない。)								
食品等輸入届出受付番号 (「食品等輸入届出受付番号」欄)	事項登録時に払い出された食品等輸入届出受付番号を入力する。								
暗証記号 (「暗証記号」欄)	食品等輸入届出の暗証記号を入力する。								
輸入植物検査申請番号 (「輸入植物検査申請番号」欄)	事項登録時に払い出された輸入植物検査申請番号を入力する。								
申請種別 (「畜産物輸入検査申請番号」欄左)	畜産物輸入検査申請の申請種別を入力する。								
畜産物輸入検査申請番号 (「畜産物輸入検査申請番号」欄右)	事項登録時に払い出された畜産物輸入検査申請番号を入力する。								

ロ 呼出しによる方法

「シングルウィンドウ申告・申請呼出し」業務（業務コード：SWX）を利用して、「申告等番号」欄を入力し送信することにより、システムに登録されているシングルウィンドウ輸入申告等の内容が「シングルウィンドウ輸入申告情報」（出力情報コード：SAD7150）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「申告条件」欄、

「暗証記号」欄（食品等輸入届出の場合）、「畜産物輸入検査申請番号」欄左（畜産物輸入検査申請の場合）を入力し送信する。

(2) シングルウィンドウ輸入申告等の受理及び通知

前記(1)（シングルウィンドウ輸入申告等の登録）により、輸入申告等が受理された場合の出力情報及び輸入申告等に係る関係書類等の提出、検査貨物の運搬等の手続については、この章第1節3(2)（輸入申告の受理及び通知）に準ずる（他法令申請等に係る関係者に対して配信される情報については、輸出入港湾関連情報処理システムの他省庁関連業務に関する業務仕様書を参照すること。）。

4 シングルウィンドウ輸入申告等の変更

前記3(1)（シングルウィンドウ輸入等申告）によるシングルウィンドウ輸入申告等後は、シングルウィンドウ輸入申告等を変更することができないことから、通関業者等は、輸入申告等及び他法令申請等ごとに個別に訂正する。

5 他法令申請等に係る許可及び承認等の証明

シングルウィンドウ輸入申告等における他法令に係る許可及び承認等の証明については、この章第1節7(2)（輸入申告等に係る処理）に準ずる。ただし、輸入申告等の審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合については、通関業者等に「他法令未済等確認情報」（出力情報コード：SAD4371）は配信されない。

6 予備申告

輸入シングルウィンドウ業務について、通関業者等が予備申告を行う場合はこの章第2節（予備審査制による申告及び申請手続）の定めるところによる。

この場合において、「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）、「輸入申告事項呼出し」業務（業務コード：IDB）又は「輸入申告」業務（業務コード：IDC）とあるのは、「シングルウィンドウ輸入申告事項登録」業務（業務コード：SWA）、「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し」業務（業務コード：SWB）又「シングルウィンドウ輸入申告」業務（業務コード：SWC）にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、他法令申請等は予備申告の時に併せて行われる。

7 予備申告の変更

予備申告後、輸入申告等（本申告）までの間に、通関業者等が予備申告を変更する場合は輸入シングルウィンドウ業務では行うことができないことから、この章第2節4（予備申告変更事項の登録）に準ずる。

8 輸入申告等（本申告）

予備申告後の輸入申告等（本申告）については、この章第2節6（輸入申告等（本申告））に準ずる。